

主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求めます

福岡県議会議長 殿

ふくおか市民政治ネットワーク

共同代表 清水倫子

豆田優子

主要農作物種子法(以下、種子法)は1952年に制定され、日本の農業、食の安全を守ってきました。

稲・麦・大豆の品種開発と安定供給のために国や都道府県の公的役割が明確にされています。同法のもとで、稲・麦・大豆など主要農産物の種子の生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安価な種子が、消費者には安心でおいしい米などの農産物が安定的に供給されてきました。

しかし、2018年4月1日、国会において種子法が廃止されました。種子法が廃止されたことで、新たなる品種の開発や増殖に係る取り組みは後退し、優良な種子の生産と農家への供給は不安定となり、ひいては国民に食料価格上昇という新たな負担を求めることとなるのではないかと危惧します。

一方、種子法の廃止は、「民間の品種開発意欲を阻害する」との趣旨によるもので、国は民間の活力を最大限に生かして開発・供給する体制を整えることで、資材価格を引き下げ、国際競争力を高めようとする狙いですが、地域の共有財産である種子を民間にゆだねた場合、種子の独占や改良品種の特許権による市場支配、優良種子の価格上昇など、様々な問題が発生することも考えられます。また2023年国内で種子の産地偽装、データ改ざん、種子の出荷停止など農家を混乱させる事態が起こっています。このことは、我が国の食の安全・安心、食料主権が脅かされることにつながり、県民にとっても大きな問題です。

福岡県では、「福岡県 稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱(2018年4月1日)」が制定され、引き続き、優良な種子の安定的な生産及び供給に取り組むという意味を明確に示されたことに対しては、深く敬意を払い、強く賛同致します。しかし、「要綱」は行政機関内部における内規であり、優良な種子の安定的な生産及び供給を恒久的に取り組むという観点から、要綱のみでは不安を拭えません。すでに全国で34道県が条例制定済みです。福岡県下でも31の議会から条例制定を求める意見書が提出されています。福岡県での条例制定は重要な施策であると考えます。

つきましては、福岡県の農業を後退させることなく、更に前進させるためにも、種子法に代わる県独自の条例を制定され、優良な種子の安定的な生産及び供給を行うことで、農業者や消費者が安心、安全に生活できる体制づくりを強く要望致します。

氏名	住所
	福岡県
	福岡県
	福岡県
	福岡県
	福岡県

※いただいた署名は福岡県に提出する以外の目的で使用いたしません。

取扱い団体
ふくおか市民政治ネットワーク 〒811-3431 福岡県宗像市田熊2-1-1 TEL/FAX 0940-37-0700

第1次集約:2024年4月30日 第2次集約:2024年5月31日